



今年の春から生活が大きく変わります!!

～2025年4月からの改正知っていますか?

今年の4月は様々な法律や条例の改正が施行されるので、今までの常識が大きく変わっていきます。今までの常識のままで考えていると、大変なことになるかもしれませんよ。特に **①60～65歳の働いている方** **②育児や介護をしながら働いている方** **③新築の家の購入や大規模リフォームを考えている方** これらの方は要チェックです。直接育児をしていなくても、育児をしているお子さんの子どもを預かって面倒をみる人が多い方も知っておいた方がよいと思われますので、是非読んでください。



●60～65歳の働いている方

【高齢者雇用安定法の経過措置終了】
(2025年3月31日まで)

今まで60歳定年制を設けていた会社では、60歳になると退職したり、再雇用という形で給料が安いながらも働くとはいけないという状況だった方も多いと思います。まだまだ働きたいけど定年だから退職するか…、再雇用しか無いけど給料のことを思うと悩ましいな…など選択を迫られていた方も多いと思います。

労働人口が減少していくと、後期高齢者などの社会保障を支える人口が減り、現役世代の負担が多くなっていきます。また60歳という年齢を考えると、まだまだ元気なので働きたい!という方も多いでしょう。高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するために、事業者には「定年制の廃止」「65歳までの定年年齢の引き上げ」「希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を義務付けることとし、その経過措置を2025年3月31日までとしました。つまり今年の4月1日からは全ての事業者がこの法律を守らなくてはならないので、65歳までの雇用が守られることになります。



高年齢者が安定的に働けるように「リスキング」という、新しい職業に就いたり、現在の職業で必要とされるスキルを習得したりするための取組も進んでいて、今の時代に合う働き方が出来るように学べる機会も増えてきています。高年齢者には意欲や能力に応じた雇用機会が確保できるための整備も進められていくので、まだまだ働きたいというシニアの方にとってはチャンスが拡大します。

●育児や介護をしながら働いている方やそのサポートをしている方

【育児介護休業法等改正】

(2025年4月1日・10月1日施行)

育児や介護に関する働き方の柔軟化措置や意向聴取などの義務化などを行うことで育児休

業・介護休暇が大きく変わります。

自分のお子さんが現在育児をしていて、頻繁にそのお子さんの子どもを預からなくてはならなかった方や、自分のお子さんに介護してもらっていて、その介護により、離職を考えていると言われ、心を悩ませている方もおられるかもしれません。

育児に関してですが、4月からは事業主には、3歳以上～小学校就学前の子どもを養育する労働者に関して、職場のニーズを把握した上で柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることが義務付けられます。柔軟な働き方を実現するための措置としては、以下のうち、事業主が2つ以上を選択して講ずることが求められます。

- 始業時刻等の変更
- テレワーク(10日/月)
- 短時間勤務
- 新たな休暇の付与(10日/年)
- その他、働きながら子を養育しやすくするための措置(保育施設の設置運営等)



さらに、残業免除の対象範囲が変更されます。3月31日までの残業免除の対象は3歳までとされていましたが、4月1日からは小学校就学前に変更されます。今まで「残業があるので代わりに保育園のお迎えに行きたい」と頼まれていた方もその心配が減るでしょう。

さらに子どもの「介護休暇」(子どもが負傷や疾病した時に世話をするための休暇)は現行では小学校就学前に限られていましたが、小学校3年修了までに延長されます。さらに負傷や疾病だけでなく感染症に伴う学級閉鎖や入園(入学)



・卒園式も追加されたので、急遽のお願いも少なくなると考えられます。

介護に関しては、要介護状態にある家族の世話をを行う

ための休暇「介護休暇」を1年度当たり5日(対象家族が2人以上の場合は10日)を限度に取得が認められています。さらに、家族を介護する労働者に対して事業者はテレワーク(在宅勤務)の措置を講じることにより努力義務をするように改正法に追加されました。介護を必要とする方で、「自分の子どもに迷惑をかけてしまうから…」と悩んでいた方も、法律の改正に伴い再度相談してみるのもよいのではないのでしょうか?

●新築の家の購入や大規模リフォームを考えている方

【建築基準法・建築物省エネ法改正】

(2025年4月1日施行)

【川崎市・特定建築事業者

太陽光発電設備設置導入制度】

(2025年4月1日施行)

4月1日以降新築の家を購入される方は、省エネ対策を加速させること、および木材利用を促進することを目的として、建築基準法・建築物省エネ法改正により、以下の変更が行われます。全ての新築住宅は「省エネ基準」や「構造安全性基準」に適合しないと建てられないだけでなく、川崎市内でハウスメーカーによって建てられる建造物は「太陽光パネル」の設置義務が事業者に求められます。詳しい内容は、今号3ページの「お家の問題えとせとら」で矢野先生が詳しく解説していますのでそちらをご覧ください。



今年の春からは、「シニアの労働環境」「育児・介護の環境」「家の建設環境」が大きく変わります。環境の変化にしっかり対応していきましょう。



●文責:編集部

宮前いきいき通信配架場所

- 宮前区役所 ●宮前区役所向丘出張所 ●宮前市民館管生分館 ●宮前図書館 ●東高根森林公園パークセンター ●アリーノ
- 宮前区社会福祉協議会 ●平いこの家 ●鷺ヶ峰いこの家 ●白幡台いこの家 ●野川いこの家 ●有馬いこの家
- 宮前老人福祉センター ●フレンド神木地域包括支援センター ●レストア川崎地域包括支援センター ●鷺ヶ峰地域包括支援センター
- 富士見プラザ地域包括支援センター ●プライマリーファーマシー宮前平処方せん薬局 ●バンビノ薬局 ●どんぐりクリニック
- みやびクリニック ●宮前平内科クリニック ●菅野耳鼻咽喉科 ●宮前平いわなみ眼科 ●エイド宮前平整体院
- 薬樹薬局(梶ヶ谷・鷺沼2号店・宮崎台・馬場・宮前平・宮前平2号店・土橋・鷺沼春待坂) ●宮前まちの整骨院 ●スカット整体
- サギヌマスイミングクラブ宮前平 ●サギヌマスイミングクラブ鷺沼 ●アルゴスポーツ宮前平 ●宮前平整形外科クリニック
- パワーライフスタジオ ●FSC宮前クラブハウス

配架していただける施設やお店がございましたら、右記までご連絡いただければ幸いです。

宮前いきいき通信 第19号

発行元:NPO法人ファンズアスリートクラブ

編集部:ファンズスポーツクラブ宮前

川崎市宮前区神木本町5-1-17

TEL:070-6401-9223 FAX:044-872-8641

MAIL: postmaster@funssports.com

<http://www.fscmiyamae.net>